会　議　要　録

会 議 名		令和８年度 第３回　小平市青少年問題協議会
日　　時		令和８年８月２７日（木）午後１時３０分～午後３時００分
場　　所		福祉会館第二集会室
出席者等	委　員	１０名（欠席者６名）
	事務局	こども家庭部長、こども若者みらい課長、こども家庭センター長、教育指導担当部長、福祉政策課長、地域学習支援課長、こども若者みらい課こども政策担当係長、こども政策担当
傍 聴 人		７名
会議内容		１　開　会 ２　議　事 （１） 小平市子ども・若者計画　令和７年度推進状況について （２）（仮称）小平市こども条例の市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割について （３）（仮称）小平市こども条例のこども施策に関する基本的事項について （４）（仮称）小平市こども条例のこども施策の推進体制について （５）市内小中学校、高等学校及び児童館で実施したワークショップ等について（報告） ３　情報交換・意見交換 ４　その他 ５　閉　会
配付資料		会議次第 資料１　小平市子ども・若者計画　令和７年度推進状況の概要 資料２　小平市子ども・若者計画　令和７年度推進状況報告書 資料３　（仮称）小平市こども条例の市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割について 資料４　（仮称）小平市こども条例のこども施策に関する基本的事項について 資料５　（仮称）小平市こども条例のこども施策の推進体制について 資料６　市内小中学校、高等学校及び児童館で実施したワークショップ等について（報告）

○　会議内容等についての意見・質疑応答

２　議　事

(1)　（１）小平市子ども・若者計画　令和７年度推進状況について

事務局	それでは、「小平市子ども・若者計画」の令和７年度の推進状況について、配付いたしました資料２のとおりとりまとめましたので、報告します。 。 まず、子ども・若者計画について簡単にご説明いたします。資料１をご覧ください。 　１の（１）計画の位置づけですが、子ども・若者計画は、子ども若者育成支援推進法に基づく市町村計画であり、一部をこどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画としています。 　（２）計画の期間　ですが、平成３０年度から令和９年度までの１０年間として策定しましたが、こだいらこども・若者みらいプランの策定により、こども施策に関する計画を一体的としたことから、令和７年度をもっ

	て計画期間を終了します。 　２　推進状況についてです。 　（１）構成と事業本数ですが、５つの基本目標のもと、１６１の事業を推進しておりますが、令和７年度の取組としては（２）のとおりです。 　各事業とも、おおむね計画に基づき順調に推進が図られております。 　本日は 161 事業の中から、事務局として出席している課で実施する主な事業について、説明します。 　まず、こども若者みらい課の事業につきまして、こども若者みらい課長から説明します。 資料１の（２）の表にあります「子ども食堂」の在り方の検討について ですが、小平市社会福祉協議会を通じて、市内のこども食堂の状況把握に努めました。また、臨時的な経済的支援として、物価高騰対策支援金を 12 団体に交付しました。 　No.39 若者応援ガイドブックの発行についてですが、令和 7 年度には若者の提案による特集を掲載し、市内の中学校、高校、大学、児童養護施設などの各施設や、若者の支援に携わる関係機関へ配布しました。 　続いて、No.40 若者応援サイトの検討　ですが、令和 7 年度には若者向け支援情報や悩みごとの相談先をまとめて掲載するなどの充実を図りました。 続きまして、こども家庭センターの事業について、こども家庭センター長から説明します。 No.41 ティーンズ相談室では、中学校１年生から１９歳までの方を対象に、本人自身や家庭、学校等における様々な問題や悩みについて傾聴しながら助言や、必要な支援サービスに繋ぐことで、問題解決や悩みの軽減、こどもの自立を目指して支援しています。主な相談内容については、人間関係や進路等、生活上困っていることなどで、令和７年度の相談件数は１，２１５件でした。 No.43 の子ども家庭支援センターについては、子育て交流ひろばの運営や講座の開催、こどもと家庭に関する相談を実施しています。令和６年度からは、子育て交流ひろばにおいて、子育てコンシェルジュを配置し、ニーズに応じて、子育てに関する相談や情報提供等を行っています。令和７年度の実績としては、子育て交流広場の利用者件数は１１，０９６人、センターの活動件数は４４，７７８件でした。また、令和７年度は、ヤングケアラーに関する普及啓発事業の一環として、市内の小学生・中学生・高校生への出前授業を６回、実施しました。 No.134 養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の、養育を支援することが特に必要な児童を対象に、訪問にて養育に関する相談、指導等を実施するためにヘルパーを派遣し、育児家事等の必要な支援を行った。あわせて、こどもサポーターによる食材配付事業を実施し、食事支援を通じて家庭の状況把握と、こどもの養育環境の改善に努めました。令和７年度の実績は、訪問延べ件数は５６５件で、ヘルパー派遣世帯は１３世帯で、派遣日数は６０日でした。 続きまして、福祉政策課の事業について、福祉政策課長から説明します。 No.45 の民生委員児童委員への支援について、民生委員児童委員は、福祉全般に関する地域の身近な相談相手として市民に必要な情報提供を行い、市民

	と関係機関との繋ぎ役を担うとともに、地域のネットワーク作りにも携わっています。現在、民生委員児童委員８９名と、地域のこどもの福祉に関する相談・支援を専門的に担当する主任児童委員９名、合わせて　９８名が、６つの地域にわかれて活動しています。市は事務局として活動の周知、広報、会議・研修の実施などの準備等について支援をしています。令和７年度はこども分野の相談・支援件数は５７２件と、全体の２，８３７件に対して２０．２％であり、おおむね例年どおりの活動内容でした。 続きまして、No.68、社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。令和７年度は、７月の強調月間に市内３つの駅で、駅頭広報活動を実施したほか、保護司の方々が市内の小・中学校等を訪問し非行防止に関しての情報交換を行ったほか、犯罪や非行のない明るい社会を築くために思うことについて、市内の中学２年生に作文を依頼し、作文集ひまわりを発行しました。 続きまして、指導課の事業について、教育指導担当部長兼指導課長から説明します。 No.42、スクールカウンセラーは、専門的な知識を要する東京都の臨床心理士を全ての小・中学校に配置しており、児童生徒のいじめや不登校等の未然の防止、また、ストレスや不安の軽減、解消を図っています。 心理的な側面から、こどもたちや保護者の支援をする目的があるため、基本的には学校の相談室にて相談業務を行っています。スクールソーシャルワーカーは、学校と家庭､関係機関を繋ぐ調整役となる役割を担っており､福祉的な側面から、家庭そのものへの支援を重視し、各中学校区に１名を配置しています。 No.44、教育相談室では、心理士の資格を有する相談員が相談活動にあたっています。 令和７年度の相談件数等は、未公表ですが、令和６年度の相談件数は、電話相談が６８５件、面談相談が３１１件、合わせて９９６件となっており、増加傾向となっています。 No.58 の教育支援教室「あゆみ教室」は、不登校支援の一つとして、元気村に設置されている。学校復帰を目指した児童生徒を対象に、個人のペースに合わせて学習を進めています。令和６年度は１回以上参加した児童が１３名、生徒は５０名合わせて６３名で、常時参加は２０名程度となっております。こちらも増加傾向にあります。 続きまして、地域学習支援課の事業について、地域学習支援課長から説明します。 No.1 中学校放課後学習教室は、小平市立中学校の学習内容の実績に応じ、放課後や長期休業期間中などに地域の人材を活用し、補習やテスト前の学習教育、検定対策など、学習支援を行っている。市立中学校全８校区で実施し、令和７年度の教室実施回数は４００回、参加延べ人数は４，７６９人でした。 No.20 の青少年リーダー養成講座について、小学５年生から高校生を対象に、野外活動やレクリエーションなどの知識や技術の習得などを通して､地域で青少年リーダーとして活躍することを目指して、年間を通して講座を開催しています。青少年委員が、講座の企画運営、こどもたちの指導、講座の卒業生の大学生など

	の青少年リーダーが携わり、様々な学校の児童生徒たちが交流を図ることができる場となっています。令和７年度は、おおむね通年で事業を実施しました。 No.109 青少年対策地区委員会活動の支援について、いわゆる青少対の活動は、小平市の青少年健全育成施策の大きな柱の一つであり、１９の市立小学校ごとに、地域の方々のボランティア組織である地区委員会があり、各地区委員会の皆様の総意により、地域に根ざした様々な行事や活動が展開されています。 No.130 放課後こども教室では、地域の方々が、放課後の教室等を活用し、学びやスポーツ、様々な体験の場などを提供する事業で、放課後等のこどもたちの安全安心な居場所作りと、地域の方々とこどもたちの交流の場ともなっています。小平市では市立学校ごとに、地域のボランティアの方に実行委員会を組織していただき、その実行委員会として運営委託しており、地域に根ざした活動が展開されています。 令和７年度は、市立小学校１９校で実施し、教室実施回数は３，３５１回、参加者延べ人数は５３，２１９人でした。 以上が小平市こども若者計画の推進状況の説明です。ほとんどの事業はこども・若者みらいプランに継承しており、報告書の右から２番目の欄に新たな施策の展開番号を記載し、どの事業に引き継がれたかを把握できるようになっています。 資料１　３ページの３　小平市子ども・若者計画の総括ですが、計画期間の８年間で大きく推進がはかられた事業、また市民のニーズにかなうよう着実に取り組んだ事業を基本目標ごとにとりまとめております。各種事業についておおむね計画に基づき順調に推進が図られたものと捉えています。 ４ページ　一番下の（２）今後の展開ですが、新たな課題として、学校以外における児童・生徒の居場所に対するニーズの高まりや、効果的に情報が届くような情報発信手段等の更なる工夫、インターネットの普及に伴うこども・若者・子育て家庭を取り巻く環境の変化への対応や、ＳＮＳ等を安全に正しく利用するための情報リテラシーの必要性などが生じており、適切な対応が求められる状況にあります。 また、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立感の増大、育児に対する負担や不安などの課題改善が図られるよう、こども・若者・子育て家庭を市や関係機関、地域社会全体で支える環境づくりが求められています。 こうした状況も踏まえ、今後は令和８年３月に策定の「こだいらこども・若者みらいプラン」に基づき、こども・若者・子育て家庭を取り巻く課題の解決に向け各種事業を推進してまいります。 今後の予定ですが 10 月１日に推進状況報告書として市ホームページで公表します。
会長	ただいまの説明につきまして、質問や意見はありますでしょうか。
委員	子ども家庭支援センターについて、市民便利帳で調べたことがあるのですが、どこに記載されているのか分かりませんでした。特定の場所として設置されているのでしょうか。

事務局	子ども家庭支援センターの施設は元気村小川東にあります。 令和6年4月改正児童福祉法に基づき、市町村の努力義務として「子ども家庭センター」の設置が義務付けられたことにより、母子保健に関する相談と児童虐待等その他家庭に関するあらゆる相談を一体的に受け付ける、包括的な相談支援体制に移行しました。こども家庭センターは健康センター、子ども家庭支援センターは元気村小川東というように物理的には離れた場所に設置されておりますが、一体的な運営を行っております。
会長	小平市の施策に対する参加件数は高い方ではないかと思います。例えば、ティーンズ相談室の相談件数は1,215件とありますが、そのうち継続参加者と新規参加者の割合はどれくらいなのでしょうか。もし、参加者のうち新規が多いのだとすると、情報が効果的に届いているのだと思います。情報の周知において工夫している点があれば教えてください。
事務局	新規・継続の内訳については、本日はお答えができないのですが、広報の工夫としましては、こども達に相談室の存在を知ってもらえるよう、毎年各中学校に名刺サイズのカード配布を依頼し、周知に努めております。
委員	相談室について、No41ティーンズ相談室とNo44教育相談室について目的等がどう違うか教えてください。また、若者相談体制の検討について新規事業はどのような事業なのか教えてください。
事務局	ティーンズ相談室につきましては、こども家庭支援センターで実施する事業です。対象は、中学校1年生から19歳までのこどもを対象に行っています。若者の家庭、学校等における様々な問題や悩みを聴き、支援に繋げていく事業となります。 教育相談室につきましては、学習や不登校集団に馴染めないなどのこどもの心配な行動について、心理士の資格を有する相談員が、相談にのるものです。 若者相談体制の検討ですが、今ある相談機関の方を活用して、若者に情報の提供を行うものとなっております。それぞれの相談先をまとめた若者応援ガイドブックを発行し、若者にとって様々な相談先があるということを情報発信していくことで、対応しております。
委員	自分が相談したいときに、どのような相談先が窓口としてあるのか市民の立場からすると分かりづらいと感じます。
事務局	ティーンズ相談室については、子ども家庭支援センターが指定管理者として運営しており、専門の職員が相談に乗っております。 また、若者応援ガイドブックには相談機関先が一覧として記載されています。

副会長	中学校放課後学習教室や小学生向けの放課後こども教室について、どちらも地域の人材を活用して実施しているということですが、参加延べ人数は、小・中学校の参加された児童生徒の数だと思います。児童生徒以外で放課後学習教室や放課後こども教室に関わってくださった方はどのくらいいるのでしょうか。 また、どういう方法で地域人材を確保しているのかお伺いしたいです。
事務局	中学校放課後学習教室につきましては、主に教員を目指している大学生や、元教員の方などが中心となって、学習支援を実施しています。 各中学校区でそれぞれ登録をしていますが、人によっては、学区を跨いで登録している方もいらっしゃいます。 概ね、令和７年度につきましては、延べ1,288名の方に学習支援員として従事していただきました。 一方、放課後こども教室につきましては、メニューが学校によって様々なものとなっています。コーディネーターと学校の教員が、授業との関連性等も含めながらメニューを調整しています。 小学校では学習だけでなく、スポーツやダンスなど、様々なことを通してこどもの体験の機会を増やしています。 放課後こども教室はテーマや内容によって、様々な方にご協力いただいている状況です。
会長	では(１)小平市子ども・若者計画、令和７年度の進捗状況につきましてはよろしいでしょうか。 では次第の(１)小平市子ども・若者計画、令和７年度の進捗状況につきましては終わらせていただきます。

（２）（仮称）小平市こども条例の市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割について

事務局	資料３をご覧ください。 １　市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割について 条例の対象となる主体の役割についてです。 　ここでは、こどもたちの健やかな成長を地域社会全体で支えていくため、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割を明確にするものとなります。 ２　市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割について（案） （市の役割）について １　市は、すべてのこどもが健やかに成長できるよう、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、こどもに関する施策を総合的に推進し、また、こどもの意見をできる限り尊重し、その最善の利益を考慮する。 ２　市は、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設が、この条例の考え方に基づくそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行う。 市の役割として、こどもにとっての最善の利益が図られ、将来にわたりすべてのこどもが自分らしく安心して生活することができるよう、その役割を規定しています。本条例の基本理念に基づき、すべてのこどもが健やかに成長できるよう、こどもに関する施策を総合的に推進するため、市は保護者、市

	民等及び育ち学ぶ施設と協力し、また、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行います。 （保護者の役割）について １　保護者は、こどもの養育については家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識を持ち、こどもにとっての最善の利益を考えてこどもを養育する。 ２　保護者は、市、市民等及び育ち学ぶ施設の協力のもと、こどもの健やかな成長を支える。 保護者は家庭等でこどもの成長や発達を支える役割を第一に担うとともに、こどもが安心して愛されていると感じ、不安や恐怖なく過ごし、健康的な生活を送ることができるよう、養育する責務があるものとし、市、市民等、育ち学ぶ施設の協力を得て、こどもの健やかな成長を支えることを保護者の役割として示しています。 （市民等の役割）について １　市民等は、こどもが権利の主体であることを認識し、こどもの権利を保障する。 ２　市民等は、こどもが健やかに成長し、地域社会の中で安心して生活することができるよう、こどもを見守り、支援する。 ３　市民等は、市が実施するこどもに関する施策に協力する。 市民等は、こどもの健やかな成長を支える上で、こどもが権利の主体であることを認識・保障し、また、こどもが地域社会で安全に安心して暮らし、心身ともに健やかに育つことができるよう見守り､支援することとしています。 市民等の個人には、こどもも含み、こども自身の権利の保障だけでなく、友人や仲間など、自分以外のこどもの権利を尊重すべきこともここで示しております。 また、市民等は個人だけではなく、市内で活動する事業者、企業などの法人やその他の団体も対象といたします。 これら、市民等が市の行うこども施策への協力することについても規定しています。 （育ち学ぶ施設の関係者の役割）について １　育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が安全で安心して過ごすことができる居場所となるようにする。 ２　育ち学ぶ施設の関係者は、保護者及び市民等との協力の下、こどもが主体的に学び、育つことができるようにする。 ３　育ち学ぶ施設の関係者は、こども一人ひとりの個性を尊重し、その権利が保障されるようにする。 育ち学ぶ施設について　ですが、第１回の会議で、言葉の定義として「こどもにかかわる施設」としていましたが、よりこどもたちの主体的な成長や学びの場を示す「育ち学ぶ施設」という言い回しの方が条例における施設の意味合い、イメージとして的確に表現しているものと捉え、文言を修正することとしました。対象となる施設の範囲は、こどもに関わる施設全般ということで、これまでの説明と変わりありません。 育ち学ぶ施設の関係者は、こども一人ひとりの個性を尊重し、その権利を大切にしながら、保護者、市民等と協力し、こどもが安心できる状況で主

	体的な遊びと学びを通し健やかに成長できるよう、その役割を規定しています。
会長	小平市の中にある企業や団体の位置づけというのは、市民の役割の中に入りますか。それとも施設の関係者の役割に入りますか。
事務局	こどもに関わりのない企業や団体の位置づけについては、市民等に含まれます。
副会長	私たちは今ご説明を伺ったので市民等のところに企業や団体が含まれることがわかりますが、注釈的なことはお示しいただけるのでしょうか。市民等の「等」の部分が何を表しているのか、分からないのではないでしょうか。
事務局	条例の内容については、解説書において今後説明をしていく予定です。
会長	条例上ではなく、解説等の説明の中で役割の位置づけを明確にしていくということでよろしいでしょうか。
事務局	その通りです。また、第１回青少年問題協議会でお示しした、「(仮称）小平市こども条例の対象について」においても条例の対象となるものの定義がされていますので、併せてご確認頂けたらと思います。
会長	この項目についてはよろしいですか。 では次第２の（仮称）小平市こども条例の市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割については、これで終わらせていただきます。

（３）（仮称）小平市こども条例のこども施策に関する基本的事項について

事務局	資料４　をご覧ください。 １　こども施策に関する基本的事項とは 　こどもの健やかな成長をはかるこども施策の推進にあたり、考慮されるべき基本的な事項を定めています。 ２　こども施策に関する基本的事項（案） （こどもが安全・安心に生活することができる環境づくり）について １　市は、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、こどもが安全・安心に生活することができるようにする。 ２　市、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設は、こどもを犯罪、事故その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守るようにする。 ここでは、こどもの健やかな成長のために、こどもが安全で安心して生活することができる環境づくりについて規定しています。 こどもの生活の場となる家庭、学校、育ち学ぶ施設などで安全で安心な生活することができる環境とするため、各主体の活動だけでなく、情報共有や協働により、関係する主体、市、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設等が互いに連携・協力し、こどもを犯罪、事故、その他のこどもを取り巻く有害又は危険から守られるようにすることとしています。

	（こども・子育て家庭への支援）について、 １　市は、すべてのこどもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、こども一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行う。 ２　市は、保護者が子育てをするに当たり、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、必要に応じて相談支援を行うなど、子育てしやすい環境づくりを行う。 ３　市は、地域社会がこども及び子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場でこどもの成長を支えていくよう気運醸成を行う。 市は、すべてのこどもが誰一人取り残されることがないよう、市はそれぞれの家庭の実情に適した必要な支援を行うこととしています。 育児不安やストレスの解消のほか、子育て家庭の孤立を防止し、保護者が大きな不安を抱えずに安心して子育てできるよう、市は保育所、学校、病院、地域の福祉施設など、こどもに関わる様々な関係機関と連携、協力体制をとり、保護者が子育てしやすく、子育て家庭の課題解決を図る環境づくりに努めます。 　市は、こどもの健やかな成長と家庭等での安心した子育て環境づくりのため、地域社会全体で子育て家庭を温かく見守る風土を築き、こどもの成長を支えていく意識の醸成を行います。 （こどもの居場所づくり）について、 １　市は、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、こどもが安心して過ごすことができ、遊び、学ぶための多様な居場所づくりを行う。 ２　市は、こどもの創造力を広げ、その可能性を最大限に発揮することができるよう、多様な学びの場を拡充するとともに、こどもの体験の機会を確保する。 （こどもの居場所づくり）では、市はこどもが過ごせる居場所の重要性を認識し、多様な居場所づくりを推進します。 また、こどもの創造力を広げ、その可能性を最大限に発揮することができるよう、育ち学ぶ施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学童クラブ、児童館、放課後こども教室など、こどもの成長を支える教育・保育・交流の場や、事業者等、こどもに関わる活動を行う団体、企業、NPO 法人、個人事業者など、教育機関や遊び場を提供する事業者、地域のイベントを支援する団体など、こどものためのサービスを提供する幅広い主体とともに、多様な居場所の拡充とこどもの体験の機会を確保します。 （こどもの意見表明及び地域社会への参画）について、 １　市は、こどもに直接関係することについて、こどもが自分の意見を表明しやすい環境づくりに取り組み、地域社会へ参画する機会を確保する。 ２　市は、様々な状況にあって意見を表明することが難しいこどもについても、その意見が反映されるよう十分に配慮する。 （こどもの意見表明及び地域社会への参画）では、市は、こどもに関係する施策を実施する場合、こどもが安心して意見を述べ、自分の気持ちや考えを表明しやすい環境づくりに取り組み、地域社会へ参画することができる機会の確保に努めます。 また、乳幼児、障がいのあるこども、外国にルーツのあるこども、自分で思いを伝えることが難しいこども等、自身の意見を表明することが難しい場合

	においてもその意見が反映されるよう十分に配慮します。 （こどもの権利の普及・啓発）について、 市は、こどもの権利について、こども、保護者及び市民等が学び、理解することができるよう普及・啓発を行う。 市がこどもの権利について、こども、保護者及び市民等が学び、理解することができるよう普及・啓発することを規定しています。 （相談への対応）について、 １ 市は、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、こども又は保護者が悩んでいること、困っていること等について、相談しやすい環境を確保する。 ２ 市は、こども又は保護者からの相談に対し適切な支援を行うことができるよう、日頃から関係機関との連携体制を強化する。 市がこどもの抱える悩みや困りごとを誰にも相談できず孤立することがないよう、相談しやすい環境を確保し、こどもたちが安心して話すことができ、相談内容やプライバシーが守られるよう、関係機関との連携体制を強化します。 （こどもに対する権利侵害の防止）について、 １ 市、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが権利の侵害を受けることなく、安心な生活を送ることができるようにする。 ２ 市、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する権利侵害の予防と早期発見に努める。 虐待、いじめ、その他体罰やあらゆる暴力などの有害行為によるこどもに対する権利侵害が、こどもの心身の成長、人格の形成に深刻な影響を与え、こどもの将来を奪う厳しい状況を招きかねないことであることから、どのような理由があっても許されず、市、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるようにします。
委員	こどもに対する権利侵害の防止について、他自治体の例を見ると具体的に暴力等の言葉を使っているが、小平市は敢えて入れないのでしょうか。
事務局	こどもに対する権利侵害については、身体的な暴力行為以外に様々な有害行為が想定されることから、こどもに対する権利侵害としています。
会長	具体的な行為については解説等で示していくということですか。
事務局	その通りです。
会長	他の委員の方何かご意見ございますか。 では本項目についてはよろしいですか。 それでは次第の（３）小平市こども条例のこども施策に関する基本的事項については終わらせていただきます。

（４）（仮称）小平こども条例のこども施策の推進体制について

事務局	資料５ 「（仮称）小平市こども条例のこども施策の推進体制について」に基づいて説明します。

	１　こども施策の推進体制とは 　こども施策を総合的に推進するために必要な体制の整備と、こども施策に関する計画の策定及び公表、財政上の措置について定めています。 ２　こども施策の推進体制（案） （こども施策の推進体制の整備）について、 市は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制の整備をする　とします。 （こども施策に関する計画の策定及び公表）についてでございます。 １　市は、この条例に基づき、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定める ２　市は、前項の計画を策定したときは、これを公表する。 ３　市は、こどもに関する施策の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表する　とします。 （財政上の措置）について、 　市は、こどもに関する施策が推進されるよう、必要な財政上の措置を行うよう努めるもの　とします。 推進体制に関しましては以上です。
副会長	こども施策の推進体制の案について、ただ文章を並べただけという印象があり、具体的な内容が分かりづらく判断が難しいと感じました。 必要な施策の整備については、これから盛り込まれていくのでしょうか。
事務局	本条例案につきましては、事前に庁内関係課による「こだいらこども・若者みらいプラン庁内推進委員会」において、検討されています。今後、会議体の見直し等もありますので、こども施策を総合的に推進するための体制については整理していきます。
会長	定期的な効果の検証や結果の公表の仕方などが、これから先この条例をもとに定められていくという認識でよろしいでしょうか。
事務局	本条例を基に計画等を策定し、推進状況の確認をしていくことになります。
副会長	小平市子ども・若者計画のこどもは漢字の「子」で、今回条例では、こどもの「こ」が平仮名になっています。 他の市の条例では、漢字の子になっているところもありますが、こどもの記載を平仮名にしたということに関しては、何か意味合いがあるということでしょうか。
事務局	国により、こども基本法の基本理念を踏まえ平仮名表記の「こども」の使用が推奨されていることから、固有名詞や法令に位置付けられたもの以外については、平仮名表記としています。

（５）市内小中学校高等学校および児童館で実施したワークショップ等について

事務局	資料６　「市内小中学校、高等学校及び児童館で実施したワークショップ等について（報告)」に基づきご説明いたします。 条例制定に向け、市内児童館（花小金井南児童館)、市内中学校（小平第四中学校）高校（小平南高校）でワークショップを、また市内小学校（小平第三小学校）でデリバリーこだいらの出前講座を実施しました。 花小金井南児童館では、「嬉しいと感じるとき」について、「運動会で活躍して親やともだちに褒められたとき」「家族で旅行に出かけたとき」などがあげられました。一方、「嫌だなと感じたとき」については、「最近、不審者情報

	が多くて不安に感じること」や「交通事故が怖い」ことなどが挙げられました。 小平第四中学校では、不公平だなと感じることとして、「テストで良い点を取っても、課題点ばかり指摘されること」、「人によっては怒られる度合いが違うこと」「兄弟で扱われ方が違う」ことなどが挙げられました。ワークショップ後の感想では、「普段思っていることを、みんなも思っていると感じた」や「今まで思っていたことが吐き出せてスッキリした」との意見がありました。 小平南高等学校では、「自分の意見は言えているか」というテーマに対し、「家族や親しい友達には言うことができている」という意見があった一方、「他の人と意見が違った時」や「伝えたら相手を不安にさせてしまう。困らせてしまうと思う時」は自分の意見が伝えにくいとのことでした。 小平第三小学校では、出前講座デリバリーこだいら「こどもまんなか社会ってどんな社会？」について６年生を対象に講義（出前講座）およびグループワークを実施しました。こどもの権利やこどもまんなか社会について講義したことを踏まえて、「わたしがホッとする時・ホッとする場所」をテーマに４～５人の班に分かれてグループワークを実施しました。家にいるときがホッとするという意見が多く、また、友達と一緒にいるとき、猫と一緒にいるときにほっとするという意見も挙げられました。 なお、市内保育園でのワークショップについては、９月に実施する予定です。
会長	ワークショップの活動時間が分かるようでしたら教えてください。 また、ワークショップに参加したこどもたちから何か他に波及することはあるのかについて、知っていることがあればお伺いしたいです。 参加していない他の児童生徒にも何か影響があったかなど、分かる範囲で教えて下さい。
事務局	児童館でのワークショップは、毎学期末に実施するこども会議において、40分程度の時間で実施しました。 中学校、高校でのワークショップでは放課後に生徒会の皆さんに集まってもらい、１時間程度の時間で実施しました。また、小学校につきましては、出前授業として実施し、45 分の 2 コマを実施しました。児童館で行ったワークショップの内容は、児童館内に掲示し、多くのこども達に見てもらえるようにしました。
会長	こういう機会があると、こども達は考える良い機会になると思います。 とても素敵な取り組みなので、こういう企画に多くのこども達が参加してくれるよう、参加して良かったことが多くのこども達に広がると嬉しいと思いながらこの報告を聴いていました。 情報交換を聞かせていただきたいので、宜しければ次第の２（５）市内小中学校高等学校および児童館の実施したワークショップについての報告については、これで終わらせていただきます。

3　情報交換

委員	私は、児童養護施設でこども達と関わっています。小平第三小学校で実施した出前講座のように具体的にこどもの権利に関する授業を行ってもらうことは、とても有難いと思っています。こども達がこのようなテーマを聞く機会が少なく、こどもまんなか社会ということを考える機会がない。本来はこどもにも基本的人権はあるはずなのに、こういうことを知らないと、大人になっても、きちんと声を上げられなくなってしまいます。こどものうちから自分たちの意見が大切にされる、ちゃんと意見を聞いてもらって意見を言う場があるというのはすごく大切だと思います。 先日、東京都の児童養護施設の会議があり、都の児童相談所の担当者からも、虐待児童の受け入れ先がなく、一時保護所が常に空きのない状態である旨の報告がありました。 児童養護施設は、こどもにとって最終的な居場所となるので、基本的にはその前に予防するということが非常に大事であると考えています。 そういった意味では、多くの場でこどもたちが声を上げることができ、それを守ってくれる社会である、ということが、最終的にこどもたちが大切にされることに繋がると思います。 施設に入ることは最終手段であり、今まで生活している場所から分離されることとなります。こどもにとって良くない生活から切り離されて、再スタートするというプラス面もありますが、できればそこで切り離されず、今の生活の中で何とかフォローされながら暮らしていくことが一番良いと考えていますので、そのような状況を多くの人が理解し、こどものことを第一に考えていければ良いなと思いながら、出前講座や最近の現状も踏まえて考えておりました。以上です。
委員	今日の午前中に地区連絡協議会で、児童相談所や子ども家庭支援センター、学校、幼稚園、民生委員、病院の関係者が顔を合わせ、互いの役割を確認し、どのような連携ができるか、グループワークで話し合いました。やはり事が起こってからではなく、そうなる前に気づき、手を差し伸べてあげられる、こども達が健やかに自立していけるようなことができれば良いなと思いました。
委員	青少年委員会ですが、市の事業で広島平和学習と姉妹都市小平（おびら）町との交換交流事業に生活指導として委員の方が行っております。また、20 歳の集い等の委員会の開催にも協力しているところです。
委員	普段は中学校の放課後学習教室で学習補助員として支援させていただいています。今週は夏休み期間として不登校児童向けの学習教室が開催されており、本日午前中も参加してまいりました。 先ほどのお話から、中学生の学習支援の支援者が延べ 1,000 人以上いらっしゃることに大変驚いております。私が普段行っている中学校の支援者は 10 人いないくらいです。どのように周知して、支援者を集めていらっしゃるのかが気になりました。
委員	普段は樹木医として日常的に市内の樹木の剪定などをやっております。小平市には 50 年以上前にできた集合住宅が多くあるのですが、あちこちが藪になっている状況です。そのようなところへ行って、樹を切るとか藪をはらうとかするのですが、お年寄りが多く若者がいません。こどもや孫がいても、めったに来ることがなく、非常に困っている家庭も多いです。小平は平らな土地で、住みやすい街ではあるけれども、総じてお年寄りの街だなという印象があります。若者が住みやすく、楽しい街にしていかなければならないと感じております。

委員	主婦をしていますが、情報は主に新聞とテレビからです。息子の一人が小学生のとき登校拒否になり、何としても学校を休ませるわけにはいかないと決めて、学校へ連れて行きましたが、おなかが痛いとか具合が悪くなって、結局帰されてしまう。今の時代であれば、ひどい親だとかこどもの意思に任せるべきだとか言われるかもしれないが、当時は進学させたいという親の気持ちで学校へ行かせていました。幸い、息子の場合は行けるようになりましたが、近所にも小学校に入ってから不登校になってしまったこどもがいます。登校していない様子を見ると心配になります。学校は社会を学ぶ上で大切な場所であると考えています。いつかは親がこどもを見られなくなる時が来ますので、本当に大切なのは、まずはこどもと面と向かって話し合い、解決の方法を探ることではないかと思います。
委員	学習支援について、以前は市内の中学校から支援の要請を電話で受けることがありました。元教員の方が登録されているような組織を作って、支援員の申し込みが出来るようにすれば、支援員を探すとき便利ではないかと思います。 もう一点、居場所づくりについて、地域センターをこどもたちの居場所として活用できると良いと思います。近所の地域センターではあまりこどもたちを見かけません。利用されているのは卓球場くらいです。こどもの居場所として本を置いたり、人材を配置して学習支援なども行えると良いなと思います。
副会長	私は青少年対策地区委員会代表者協議会の会長をやっていますが、核となるメンバーは４、５人と限られており、地域の方やＰＴＡの協力を得ながら、こどもたちが喜ぶような活動を実施しています。こどもたちに、ここが自分の地域、ふるさとだと思ってもらえるよう、お祭りの企画などをしています。こどもはうまれながらにして権利を持っているということを、小さいうちから知ってもらえるよう、普及啓発のための人権教室なども行っております。今後もこういう活動を市内で広めていきたいと思っています。